

ケイアイ通信



ケイアイグループ

アンケートにご協力ください。
2023年
12月号

国土交通省が 建築物の販売・賃貸時の省エネ性能 表示制度のガイドラインを公表

2023年9月、国土交通省は2024年4月から一部施行される「建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度」のガイドライン等を公表しました。

改正建築物省エネ法（建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度）等を公表しました。

2023年9月、国土交通省は2024年4月から一部施行される「建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度」のガイドライン等を公表しました。

物再生可能エネルギー利用促進区域制度の両制度のガイドラインを公表しました。

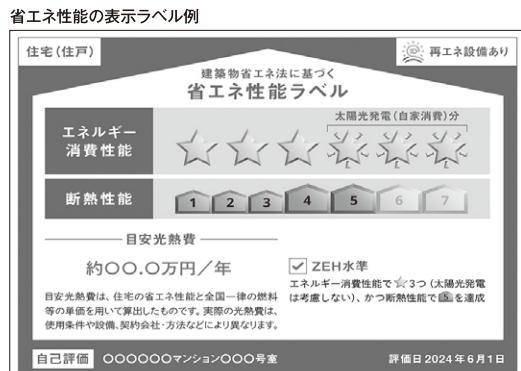
建築物の販売・賃貸を行う事業者向けに省エネ性能ラベルの表示方法や留意点等を解説

「建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度」は、建築物の販売・賃貸を行う事業者が建築物の省エネ性能を広告等に表示する事で、消費者等が建築物を購入・賃借する際に、省エネ性能の把握や比較ができるようになります。

市町村向けに
「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」活用支援のガイドライン

事業者は2024年4月から新築建築物の販売・賃貸の際に、省エネ性能の表示ラベルを表示する事が必要となります。

省エネ性能の表示ラベル



参考／不動産ジャパン202
3年11月1日の記事より

は、建物の種類（住宅／戸、住棟）、非住宅、複合建築物）及び評価方法（自己評価、第三者評価）、再エネ設備（有り、無し）によって種類が異なり、エネルギー消費性能と断熱性能が★マークや数字で表示されます。

この度公表された建築物省エネ法に基づく「建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度」のガイドラインでは、対象となる事業者や建築物、ラベルに表示すべき事項、表示の方法といつた制度の詳細や、実務上の留意点について詳しく解説されています。

更に、公表された活用支援のガイドラインでは、同制度の活用を検討する市町村等向けに、制度の概要の解説や、促進計画の具体的な作成手順が説明されている他、書面のひな形等も記載されていて、それらをより分りやすくする為の特設サイトも開設されています。

実際に、企業側が提供する商品やサービスとの接点が増大し、顧客との接点が増大した事によって、顧客に対する商品やサービスとつて価値のある体験をそれぞれの接点で提供する事が、顧客満足度や商品のロイヤルティ向上につながります。

昨今の各種SNSの普及により、企業側が提供する商品やサービスと顧客との接点が増大した事によって、顧客に対する商品やサービスとつて価値のある体験をそれぞれの接点で提供する事が、顧客満足度や商品のロイヤルティ向上につながります。

CX（カスタマーエクスperiエンス）とは、2000年頃から注目され始めたマーケティングや経営戦略の事で、商品やサービスの機能・価格といつた「合理的的な価値」だけでなく、購入（成約）や使用するまでの過程、購入後のフォロー等の過程における「感情的な価値（体験価値）」を重視するものです。

一方で、購買行動の変化により、企業側が提供する商品やサービスと顧客との接点が増大した事によって、顧客に対する商品やサービスとつて価値のある体験をそれぞれの接点で提供する事が、顧客満足度や商品のロイヤルティ向上につながります。

他社との差別化が難しい状況の中、CXに注力する事で顧客はより良い感情を抱き、リピートや口コミの促進が期待できますが、企業側には顧客ニーズの把握や効果的なコミュニケーションやサポートの提供が求められます。

黒木代表の
ひとことコラム

ミニミニスタッフだより

(株)ケイアイコミュニケーション係長 釜山智樹

世の中の急激な変化と情勢に合わせて、次々とやるべき事が目白押しです。

■業界の動きとして

気になる事はありますか?

岡山に限つての事かどうかは分かりませんが、最近は業界の新勢力の動きが目立ちます。新勢力というのは不動産会社で数年勤務して、経験を積んだ上で独立し、新会社を立ち上げた方々の事です。今はご協力業者様として多くの会社が物件を紹介してくれていますが、いずれこの新勢力が台頭してくる事もあるかも知れないと思っています。「初心忘るべからず」という言葉がありますが、我々も一度ビジネスの原点に立ち帰つて、足下を見直す必要があると感じています。現在、特に意識して取り組んでいる事は1案件毎の細かな確認等を徹底する事です。

■今後の取り組みで、特筆すべき事は?

今までの業務に加え、今年の10月から管理営業課

何か他には?

が大変で、帳票類の変更等

■プライベートも含め、



釜山智樹プロフィール
 ◆生年月日 / 1983年7月5日
 ◆出身地 / 岡山県
 ◆血液型 / O型
 ◆趣味 / 海釣り
 ◆資格 / 賃貸不動産経営管理士
 ◆好きな食べ物 / 魚、白米
 ◆家族 / 独身
 ◆座右の銘 / 日進月歩
 ◆感心事 / 日帰り旅行

もうようやく一段落したところです。今後はDX化の一環として、電子契約等を含めあれこれとやる事が多くなりそうです。近年、目まぐるしい世の中の流れには本当に驚きで息つく暇ないので、私自身の心と体の癒しの為に、日帰りでの旅行がマイブームです。直近では京都の伏見稲荷大社へ行きましたが、千本鳥居はまさに圧巻で神秘的でした。未だの方は、あの感動を是非体験してみてください!

◆事案の概要◆
 今回、「隣地の高架道路建設計画の告知義務」についてです。
 買主Xは平成6年4月、媒介業者Y2の媒介で売主業者Y1から土地(149.13m²)を3,575万円で買受け登記移転後、同年11月に木造平屋建て居宅を建設した。しかし、本件土地の南側隣接地は、県が高さ8mの高架道路の建設計画で用地買収を行つた上、平成6年3月に工事請負契約が締結されていた。Y1は平成5年8月、媒介業者Aの媒介で本件土地を買受けたが、その際Aから本件高架道路の建設計画がある事の説明を受けっていた。Y2はY1から本件高架道路の建設計画がある事を知らされていなかつたが、調査すれば容易に知り得たとして、また売主は隣地の道路建設計画を買主に告知しなかつたとして、媒介業者及び売主に対してもそれぞれに損害賠償が命じられた。

※出典・国土交通省「不動産トラブル事例データベース」

不動産関連のトラブル事例

その104

国交省「不動産トラブル事例データベース」より様々な事例を紹介。

今回は、「隣地の高架道路建設計画の告知義務」についてです。

◆事案の概要◆

買主Xは平成6年4月、媒介業者Y2の媒介で売主業者Y1から土地(149.13m²)を3,575万円で買受け登記移転後、同年11月に木造平屋建て居宅を建設した。しかし、本件土地の南側隣接地は、県が高さ8mの高架道路の建設計画で用地買収を行つた上、平成6年3月に工事請負契約が締結されていた。Y1は平成5年8月、媒介業者Aの媒介で本件土地を買受けたが、その際Aから本件高架道路の建設計画がある事の説明を受けていた。Y2はY1から本件高架道路の建設計画がある事を知らされていなかつたが、調査すれば容易に知り得たとして、また売主は隣地の道路建設計画を買主に告知しなかつたとして、媒介業者及び売主に対してもそれぞれに損害賠償が命じられた。

ケイアイホームのスタッフを中心に、グループ各社・各事業部のスタッフを紹介いたします。



今回は、(株)ケイアイホーム岡山駅西口店 店長 倉西賢翔編です。

私は約3年前にこの会社に入社して、最初の配属先は岡山東店でした。当時は右も左も分からず周りのスタッフには色々と迷惑をかけましたが、当時の店長から手取り足取りの指導もあって何とか仕事を覚える事が出来ました。

現在の岡山駅西口店へは今年の7月に店長として配属されました。来店者の多い店なので毎日忙しく充実した日々を過ごしています。

以前勤めていた会社は某紳士服の流通販売店でしたが、半年毎に全国規模の転勤があり、将来の事を考えて退職しました。以前の会社も営業職でしたが、会話が得意な方ではなく接客自体はあまり好きではないので、せめてお客様には笑顔を絶やさないようになると努めています。今期の目標に関してはほぼほぼ達成の見込みですが、その成果の大半以上は私を支えてくれる

優秀なスタッフ達で、私は約3年前にこの会社に入社して、最初の配属先は岡山東店でした。当時は右も左も分からず周りのスタッフには色々と迷惑をかけましたが、当時の店長から手取り足取りの指導もあり早く出勤しスタッフが皆帰った後に帰る事と、大切なスタッフが活き活きと仕事が出来る店舗づくりを心掛ける事しかありません。



(株)ケイアイホーム 岡山駅西口店
〒700-0024 岡山市北区駅元町31-8野上ビル1F

相続MEMO知識

このコーナーは、相続と認知症対策に関する情報をシリーズでお伝えしていきます。

Vol.41 「いつやるの? 今でしょ!」編

相続の不安や疑問・心残りなど、潜在的な問題を顕在化し解決いたします。

私は、法定相続人（基本的には配偶者と兄弟姉妹）全員がある程度納得している場合のみ、問題のない相続だと思います。しかし、一部の方のみで相続の手続きが進み、ブラックボックス化された情報だけで判断しなければならないような事案がある事も事実です。相続の問題は難しく、仮に身内の誰かに任せたとしても、任せた場合は性善説だけで進む程世の中は甘くはない為、必ずしょります。

私が色んな場面で出会つた方の大半は相続について興味があります。そして多くの方は、その知識もお持ちです。しかし実際の相続では、誰かが納得出来ていなければ、声の大きい方に財産が集中してしまう、長男が全てを相続するという「家督相続」の名残が残っている等の相続が発生します。

私は、法定相続人（基本的には配偶者と兄弟姉妹）全員がある程度納得している場合のみ、問題のない相続だと思いません。しかし、一部の方のみで相続の手続きが進み、ブラックボックス化された情報だけで判断しなければならないような事案がある事も事実です。相続の問題は難しく、仮に身内の誰かに任せたとしても、任せた場合は性善説だけで進む程世の中は甘くはない為、必ずしょります。



「家族の幸せから考える相続」をプロデュースします。松下浩仁

に一、二度だからです。私の個人的観点としては、相続は子育てに似ています。いると思っています。それは、やり直しがきかないという観点です。だからこそ失敗しないように、事前に情報を集めて対策する方としない方で、結果が大きく変わると思っています。

